

第50号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興推進課

被災者相談支援センター山田サブセンターの移転について

6月15日号でお知らせした「山田型復興住宅」のモデルハウス展示の開始に伴い、役場3階に開設していた被災者相談支援センター山田サブセンターが、山田型復興住宅モデルハウス内に移転しました。

6月27日（月）より移転先において、被災者の皆様の生活・住宅再建に関する様々な相談に応じていますので、ぜひお気軽にご活用ください。

なお、境田地区の山田町震災復興事業案内所内に開設している山田サブセンターについては、従来通りご相談を受け付けておりますので、こちらもご活用ください。



岩手県行政書士会による「無料なんでも相談会」開催について

岩手県行政書士会では、下記の日程で「無料なんでも相談会」を開催します。

【相談例】

- ・相続手続きについて（相続手続きをしていなかったが、どのような段取りですすめればいいのか）
- ・起業について（個人経営と法人（会社）経営の違いや手続きを知りたい）
- ・住宅再建に対する補助（国や市町村の補助制度について知りたい）
- ・土地の活用（農地に家を建てたいがどのような手続きが必要か）

○上記以外のご相談もお伺いしております。ぜひお気軽にお越しください！

相談会日程

開催日	会場	時間
平成28年7月9日（土）	中央コミュニティセンター 2階集会室	10:00～15:00

【ご予約・お問い合わせ先】 岩手県行政書士会事務局 ☎019-623-1555
 ※申し込みは不要ですが、予約された方を優先します。予約受付は開催日の前日までです。
 ご連絡の際は、「山田町のなんでも相談会の件」とお申し出ください。

山田町復興推進計画（商業特区）の策定について

東日本大震災で被災した山田町中心市街地形成エリア復興産業集積区域の早期復興・活性化を進めるため、同地区で商業系、住民サービス系の事業を営む方が税制の特例を受けられるよう、東日本大震災復興特別区域法（以下復興特区法）に基づく、山田町復興推進計画（商業特区）を定めました。

～山田町復興推進計画（商業特区）とは～

町は、復興特区法に基づき、産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図ることにより、被災地域経済の活性化を図ることを目的として山田町復興推進計画（商業特区）を作成し、平成28年6月2日に国から認定を受けました。

この制度では、集積産業（業種）の事業者が、復興産業集積区域（中央町、八幡町、川向町、境田町、長崎一丁目～四丁目（いずれも一部））において、復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合に復興特区法に基づく町の指定等を受けることにより、税制の特例など一定の措置が受けられます。

指定等の手続きについては下記までお問い合わせください。

集積を目指す主な業種（対象となる業種）

1. 商業（卸売・小売業、サービス業）

例）飲食料品小売業、衣服小売業、
その他商品小売業・卸売業、理容・美容業、
クリーニング業、専門サービス業 など

2. 金融業、保険業

例）普通銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、
農業協同組合、生命保険業 など

3. 医療、福祉、介護業

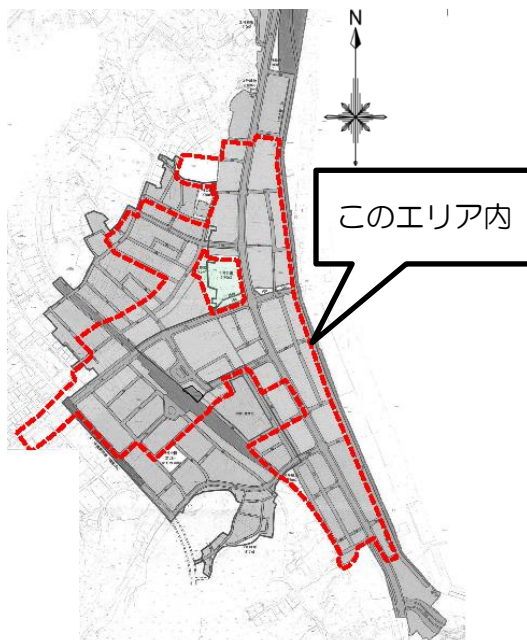
例）病院、一般診療所、歯科診療所、保育所、
老人介護保健施設 など

4. 不動産業、物品賃貸業

例）土地・建物売買業、不動産代理業・仲介業、
レンタルビデオ業 など

復興産業集積区域

- ・中央町 ・八幡町 ・川向町 ・境田町
- ・長崎一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
（いずれも一部）



※こちらは概要図です。詳細は町ホームページを
ご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】町水産商工課 商工労働係 ☎0193-82-3111（内線223）